

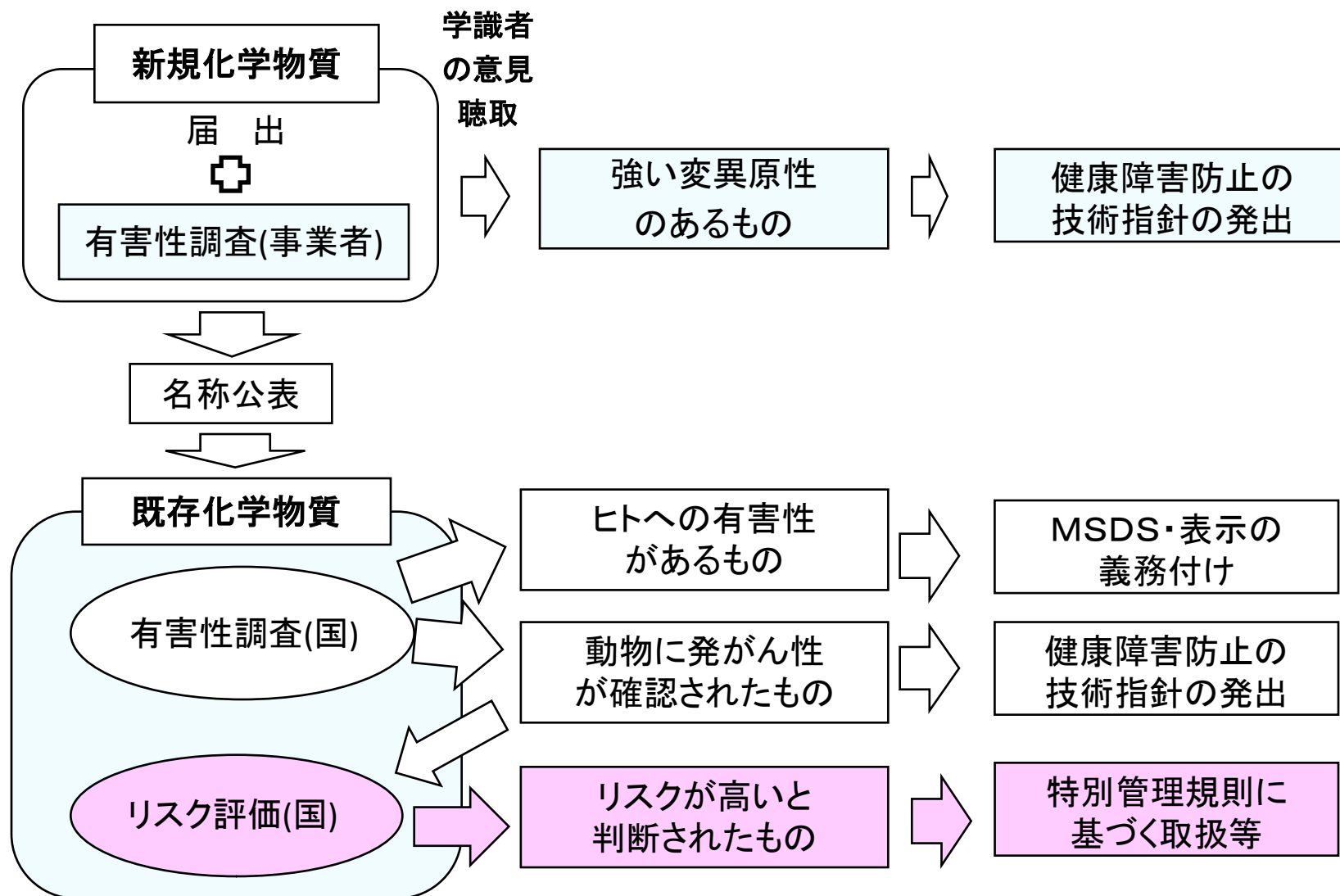
健康障害防止措置の導入状況 及び今後の評価対象物質

厚生労働省 労働基準局
化学物質対策課長 半田 有通

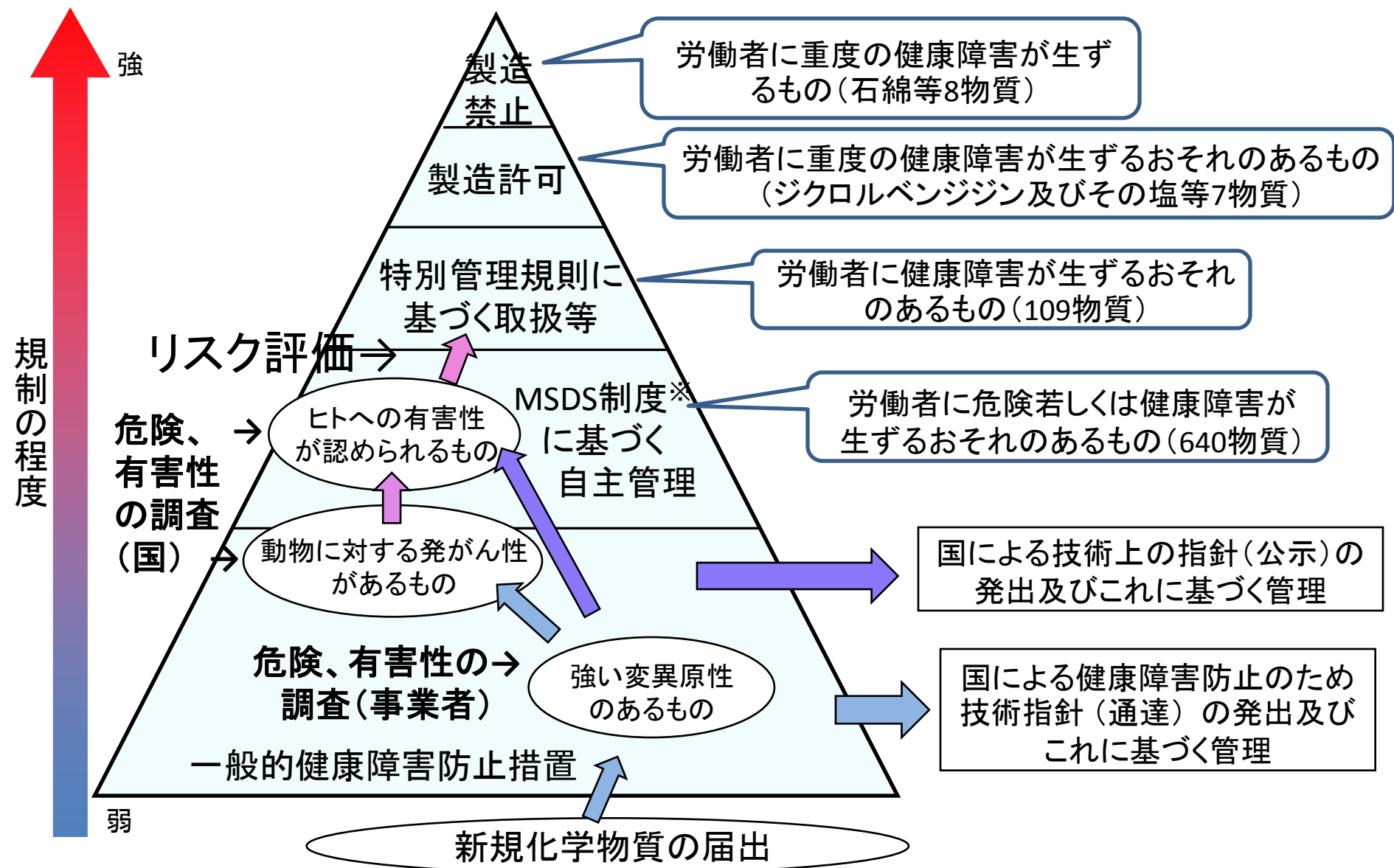
目次

1. 労働化学物質の安全性確保について
2. 国による化学物質のリスク評価とそれに基づく措置
3. 今後のリスク評価対象物質の選定について
4. ばく露評価ガイドライン案の概要について

1. 労働化学物質の安全性確保について



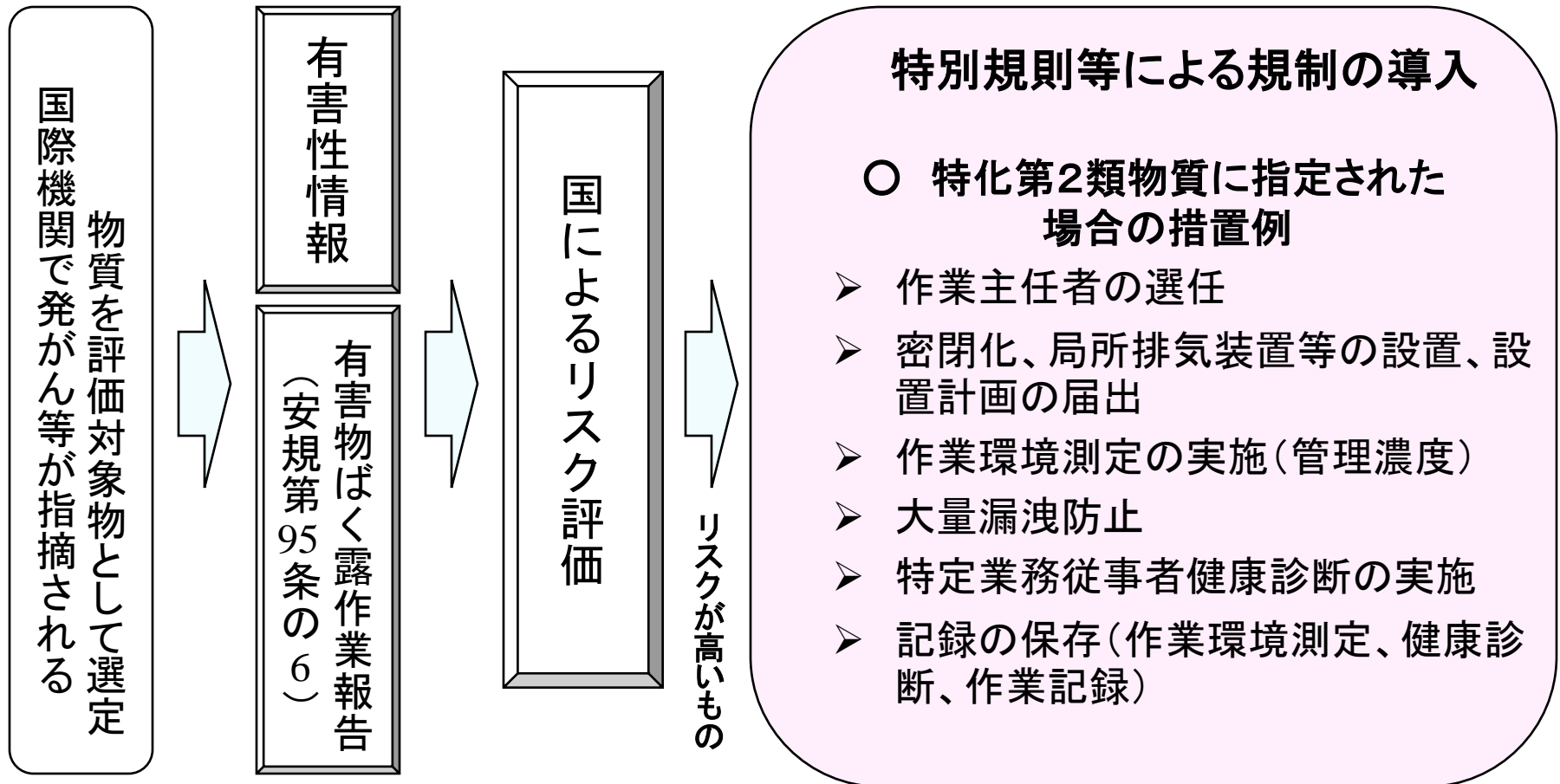
(参考) 化学物質の安全性対策



※MSDS制度・・・化学物質の危険・有害性情報の提供制度

2. 国による化学物質のリスク評価とそれに基づく措置

- 有害物ばく露作業報告制度の創設(18年1月)
- 化学物質の有害性情報及びばく露情報をもとに、リスクを評価
- リスクが高いものについて、必要な規制を実施



(参考)健康障害防止措置の導入状況

- 平成19年12月改正
ホルムアルデヒド、1, 3-ブタジエン及び
硫酸ジエチルの規制措置の強化

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei17/index.html>

- 平成20年11月改正
ニッケル化合物、砒素及びその化合物
の規制措置の強化

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei20/index.html>

主要な措置

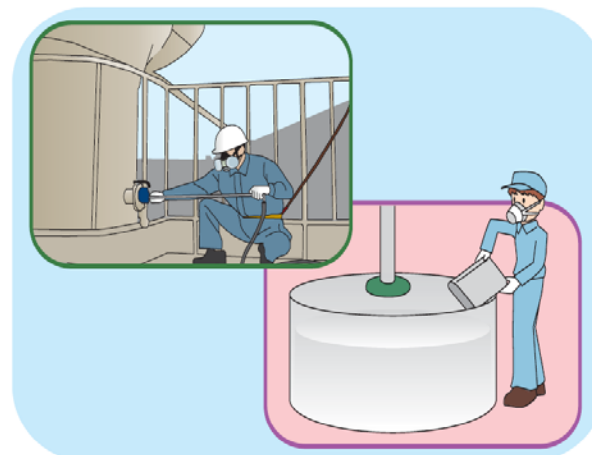
- 容器等への表示
- 発散抑制措置等
- 漏えい防止のための措置等
- 作業主任者
- 作業環境測定
- 健康診断
- その他の措置

○ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物
に係る健康障害防止対策について

○燻蒸作業に係る措置へのホルムアルデヒド
の追加について

特定化学物質障害予防規則等が改正されました

改正政省令・告示は、平成21年4月1日から施行・適用されます。
(一部の規定・場合には、経過措置(猶予期間)が設けられています。)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

3. 今後のリスク評価対象物質の選定について

(1) 対象物質の選定手順の明確化

国のリスク評価については、リスク低減措置(規制措置等)につながるため、その対象物質の選定手順を明確化。

22年度に「有害物ばく露作業報告」を求める物質については公開の検討会*で選定。

*「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」(学識者、労働者・事業者の代表から構成)

(2) 選定手順

国の検討会において、22年度の有害物ばく露作業報告を求める化学物質を選定。

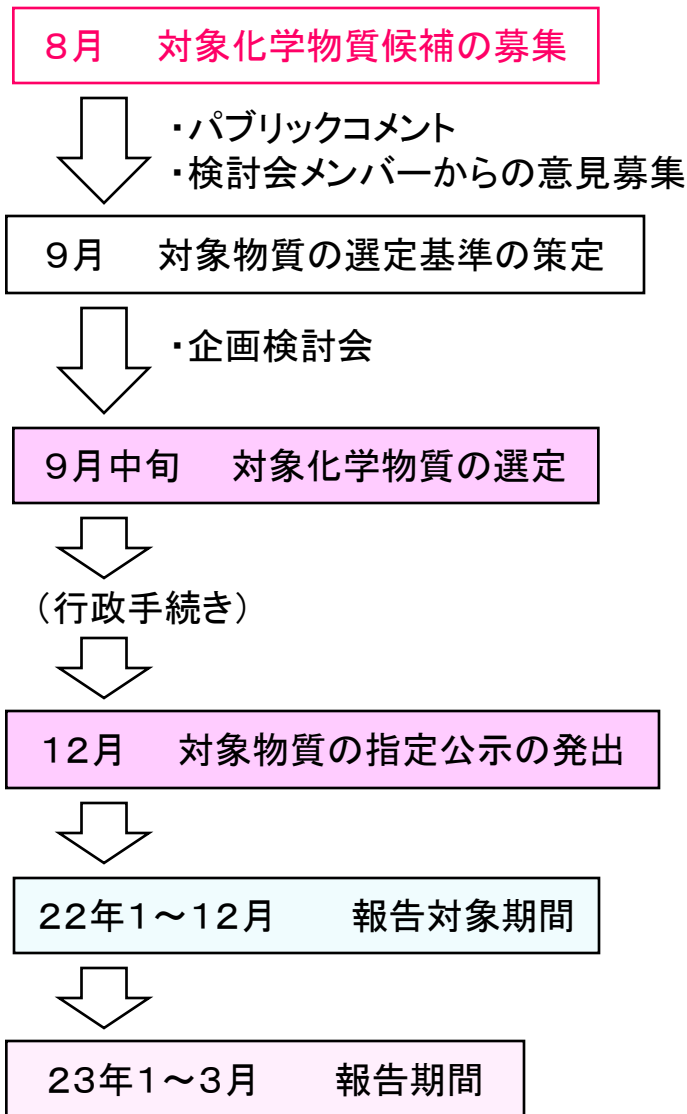
(3) 選定スケジュール

9月 物質の選定作業を実施。

12月 対象物質の指定公示の発出

- ・「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に沿って報告を要請。

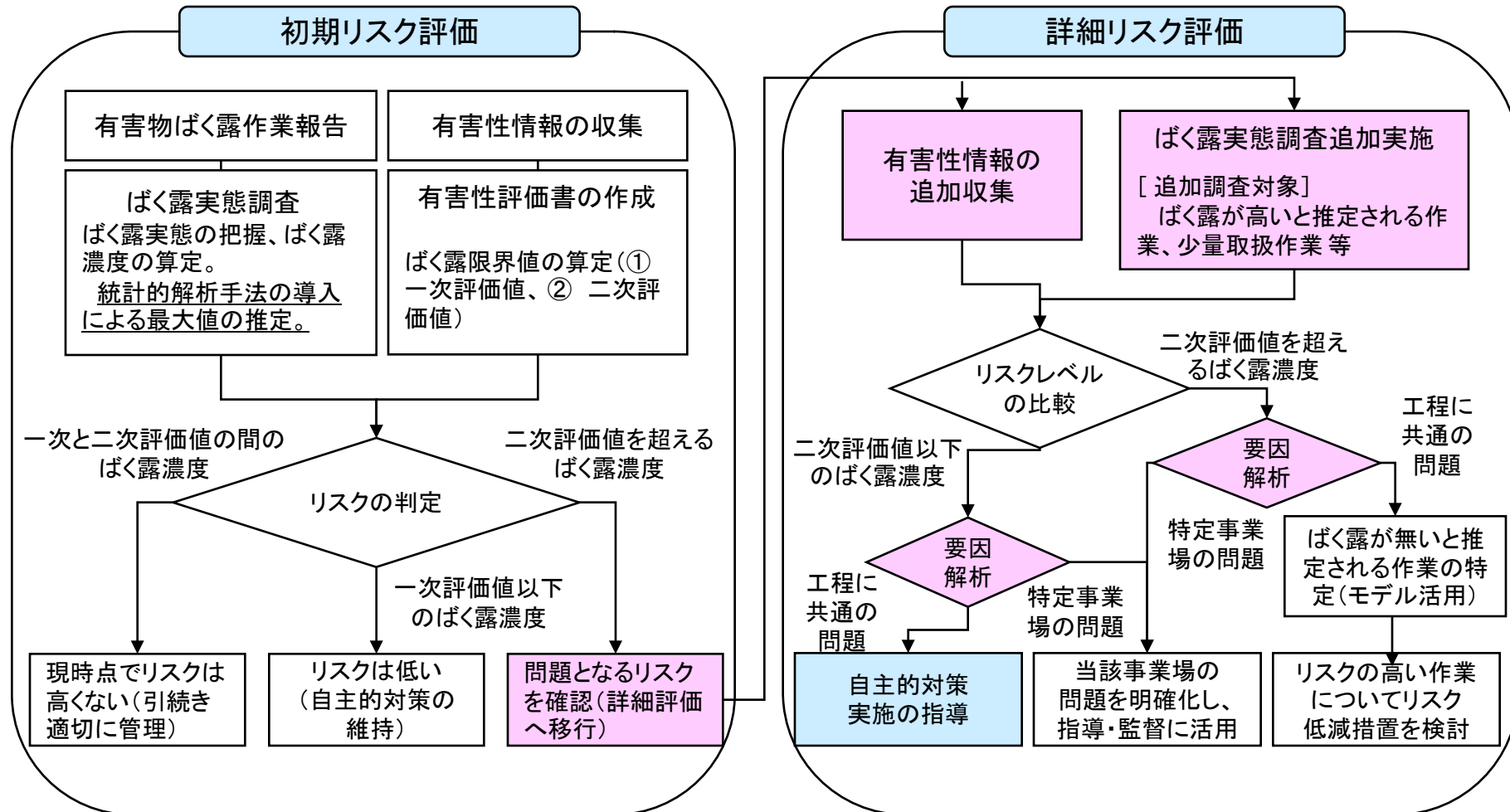
報告対象物質の選定手順



4. ばく露評価ガイドライン案の概要について

※ 本ガイドラインは本年7月、国の検討会においてとりまとめられ、8月～9月パブリックコメントを実施予定。

- 2段階リスク評価方式の導入(ばく露作業の詳細な分析の実施)
- 統計的解析手法の導入(サンプル調査に基づくばく露評価の改善)
- ばく露要因の解析スキームの整理



(2) 今後のばく露調査の手順

(新たなばく露評価の流れ)

(1) 有害物ばく露作業報告

- ① リスク評価対象物質について、使用動向の報告からばく露によるリスクが高いと推定され作業を把握。
- ② 対象事業場を選定して、対象ばく露作業の実態等について把握。

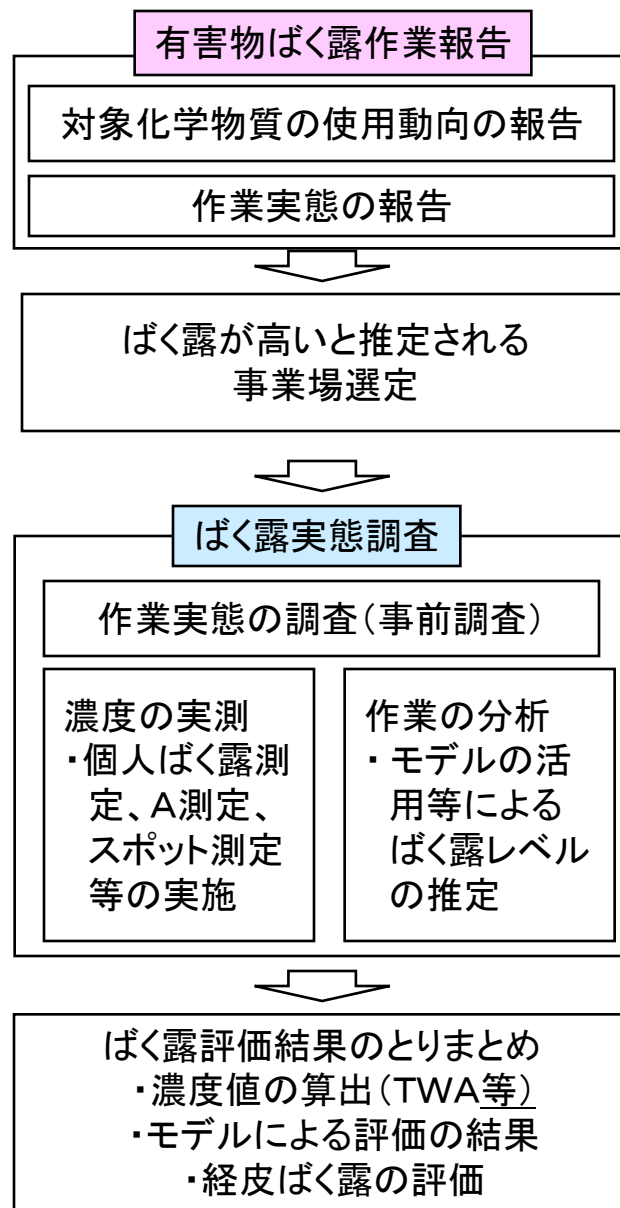
(2) ばく露実態調査(測定等)の実施

選定事業場において、ばく露作業に関して以下の事項について調査を実施。

- ・ 作業実態、換気設備等の関連情報の把握
- ・ 個人ばく露測定の実施
- ・ 作業環境測定、スポット測定の実施

(3) 濃度値の算定

- ① ばく露濃度値(TWA)の算定
- ② ばく露推定モデルを用いたばく露濃度の推定



(参考) 報告見直しのポイント

(1) 継続報告への移行

今後のリスク評価の対象として、3～5年程度継続して報告を求める。

(2) 報告対象事業場の絞り込み

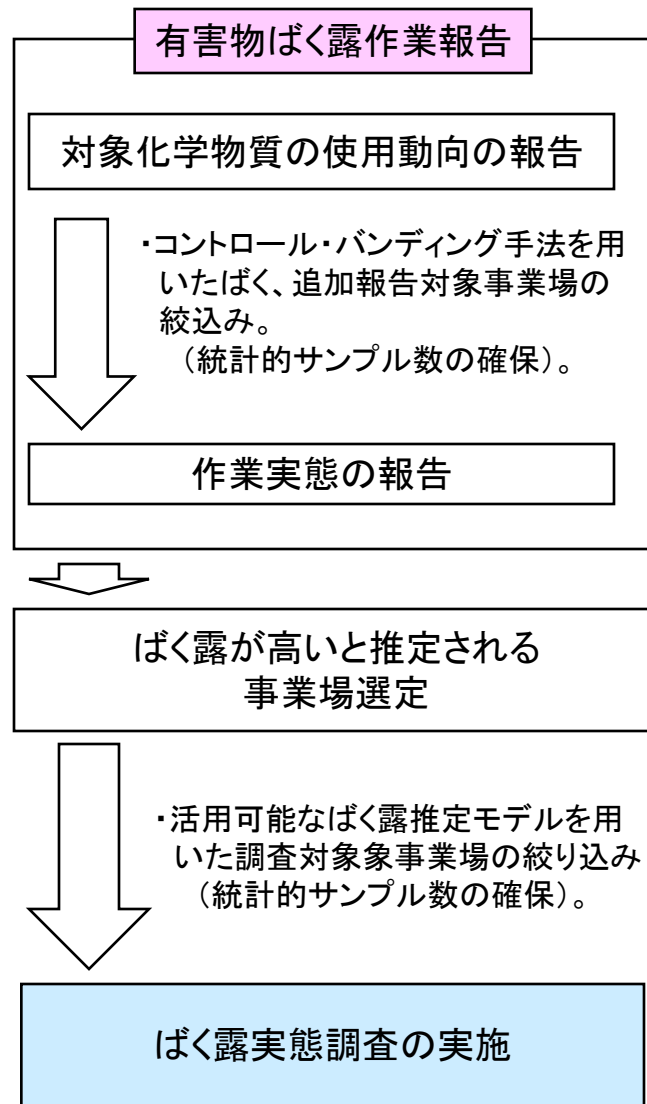
2段階の報告スキームに移行し、1次報告では、対象物質を扱う事業者に対し、広く報告を求め、ばく露レベルが高い作業及び特殊な作業を選び、詳細報告を求める。

対象事業場、作業等の選定においては、ばく露推定モデルを活用する。

(3) 報告項目の見直し

1次報告では、報告作業負担に配慮し、対象物質の使用動向等に絞り込み、報告を求める。

2次報告においては、作業実態等さらに詳細な報告を求める。



(3) その他の見直し(見直しのポイント)

(1) 2段階リスク評価の実施

高いばく露が確認された物質等について、より、適切なリスク低減措置(規制措置等)の導入を進めるため、初期リスク評価、詳細リスク評価の2段階の評価スキームに移行。

(2) 追加調査の実施

2段階のスキームでは、初期リスク評価において、詳細リスク評価におけるばく露実態調査の対象、調査内容を示した評価方針を策定。

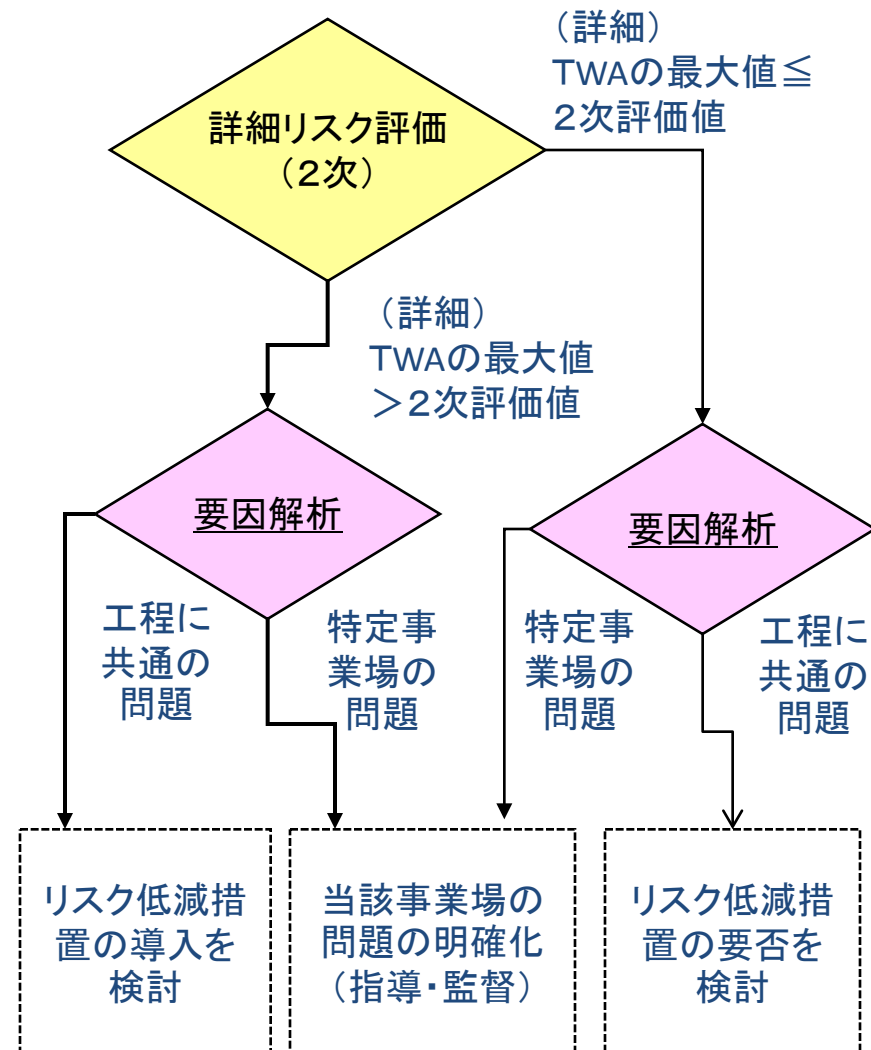
当該方針を踏まえ、関係業界、関係省との協力・連携の下で、追加調査を進める。

(3) 要因解析手順の透明化

詳細リスク評価において、高いばく露が確認された場合において、当該ばく露要因の解析手順を明確化。

当該手順に従って、リスクの低減措置の考え方をとりまとめる。

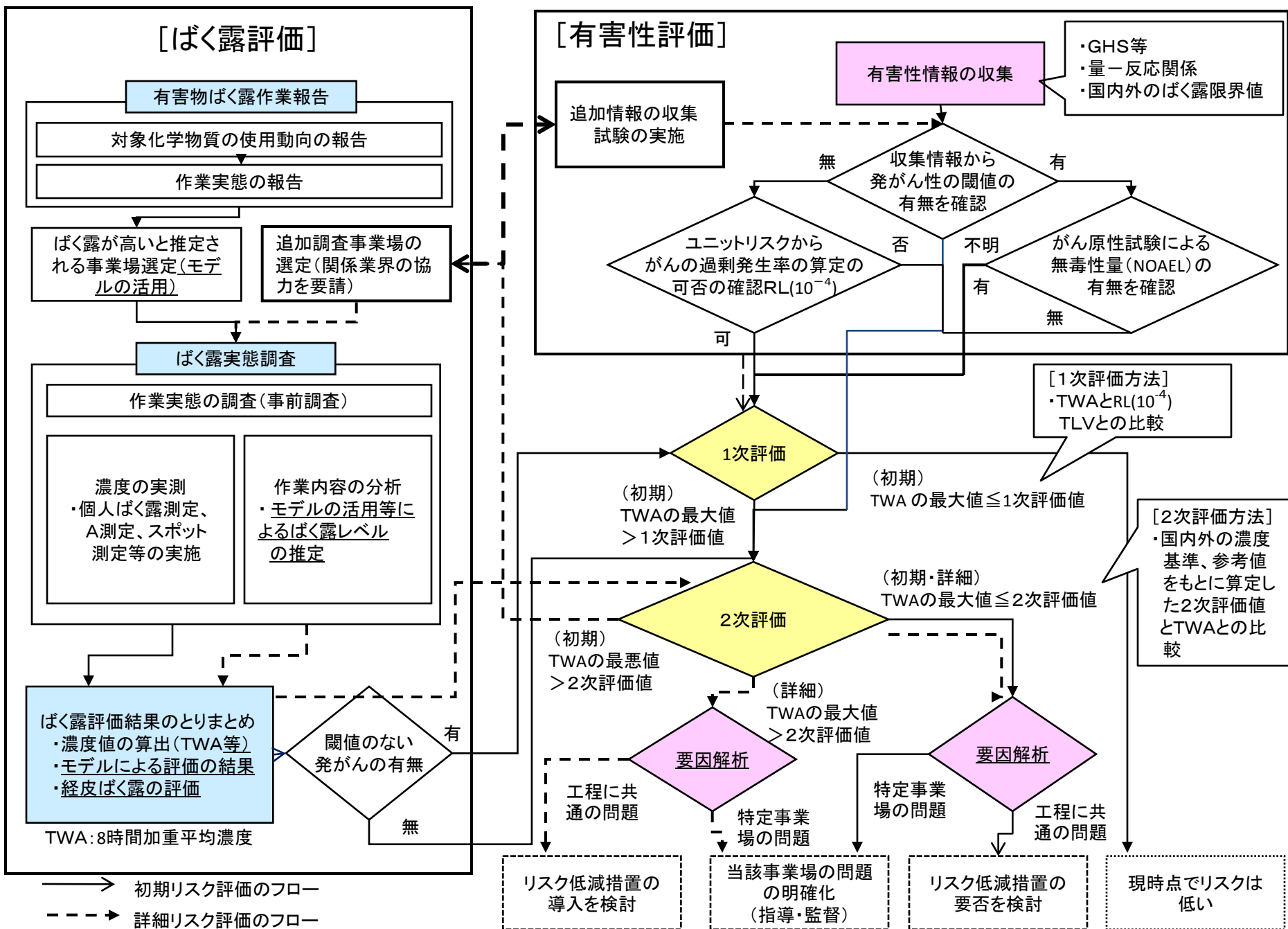
要因解析の手順



10. まとめ

- 労働化学物質の安全性確保のため、平成18年度に既存化学物質のリスク評価を開始。
- リスクが高いと判定された物質については、労働安全衛生法に基づき、健康障害防止措置を導入。
 - ・ホルムアルデヒド、ニッケル化合物、砒素及びその化合物等
- リスク評価対象物質の選定手続きの透明化を図るため、本年度より、リスク評価を実施すべき物質等についてパブリックコメントを実施予定（本年8～9月）。
- ばく露評価の精密化、手続きの透明化のため、本年7月、ばく露評価ガイドラインを策定（本年8～9月にパブリックコメントを実施予定）。今後は当該ガイドラインに沿った評価を推進。

(参考)リスク評価のフロー図





ご清聴有り難うございました。